（様式第１号別紙２）

見附市つながり移住支援金に係る個人情報の取扱い

（１）　見附市は、見附市つながり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、見附市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　　　また、見附市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

（２）　見附市つながり移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認を実施する場合があります。